

第154号

瓦版 えくれしあ

～ 集いの場 ～



目次

1. 身近にある労働の法律 - 5 労働災害の予防と被災者救済
2. 外国人に対する所得税の扶養控除要件が変更されました。
3. ある技能実習生の源泉徴収票から
4. 日本人として「支援」に関わること～フィリピンとの出会いから～
吉田舞 特定非営利活動法人 社会理論・動態研究所
5. 新聞記事から 実習生悲鳴 無念の帰国 「使い捨ての実態を反映」
6. アミーナ・サイド・ハサンさんの活動を支援してください！
7. 美術館情報 ひろしま美術館 最後の印象派 1900-20's Paris 展
広島県立美術館 北斎の富士 富嶽三十六景と富嶽百景
8. ケラメイコス ～ 茄子の絵のぐい呑
9. 本の紹介 姿を変えたキリスト 菊池章太 著
10. 今月の言葉

身近にある労働の法律 - 5 労働災害の予防と被災者救済

造船会社を書類送検

三原労働基準監督署は8日、大崎上島の造船会社「伸和産業」と同社の男性取締役(57)を労働安全衛生法違反の疑いで地検呉支部に書類送検した。/発表では、同社と取締役は今年8月3日、同町の同社工場内で、鉄製の船体ブロック(高さ約2.5m、横約4m、厚さ約6ミリ)をつなぐ溶接作業を行っていた技能実習生の30歳代の中国人男性に対し、危険回避用の保護ヘルメットを着用させていなかった疑い。/男性は同日、作業中に倒れた船体ブロックの下敷きになって死亡した。(読売新聞 H27.12.10)

労働者を守る法律をひとまとめにして労働法と呼びます。その中心になるのが労働時間、休日・休暇また賃金などの労働条件を扱っている労働基準法です。労働者が仕事に傷病を蒙ることもありますし、そうしたことの無い様に職場環境や労働者の健康に配慮する義務等を、また万一災害が発生した時のために補償する義務を使用者に義務づける必要があることから、労働基準法の中には労働災害や安全衛生についても定めています。しかしこの法律の中だけで全てのことを規定することができない為、労働者災害補償保険法と労働安全衛生法として別途法律がつくられています。労働者安全衛生法は事故防止を目的として、労働者災害補償保険法は事故が発生した後の労働者救済のための治療費や休業補償などについて定めています。この新聞記事の事故についても当然この二つの法律が関係してくることになります。簡単にこの法律の内容を紹介します。その前に過去1年ほどの間に広島市周辺で発生した技能実習生の死亡事故で目に付いたものを拾ってみました。ちなみにH25年度の技能実習生の全死亡数は27人でした。

年 月	発生地	国 籍	内 容
26年12月	呉市	インドネシア	漁船と砂利運搬船の衝突事故で技能実習生1名と雇用主が死亡(男)
27年07月	東広島市	ミャンマー	技能実習生2名が交通事故に遭い1名が死亡(女)
27年08月	豊田郡	中国	作業中に倒れた船体ブロックの下敷きになって死亡(男)
27年10月	岩国市	フィリピン	水道管掘削中土砂崩壊で技能実習生と日本人が各1名死亡(男)

この記事は労災死亡事故の報告ではなく、災害防止のための安全措置が取られていなかったことから労働安全衛生法違反として検察庁に送検した報告です。建設現場や造船所や化学物質を取り扱う職場にとどまらず普通の事務所であっても職場には様々な危険が潜んでいます。新聞記事の職場は造船所でした。高所作業もあれば、重量物も扱い溶接や塗装などの化学物質なども扱うなど身近に危険がある職場です。船体ブロックをつなぐ溶接作業中であるにもかかわらずヘルメットを着用していなかったとあります。造船所にしても建設現場にしてもヘルメットを着用しないことは考えられない話です。各事業所で守らなければいけない事項は労働安全規則に非常に細かく定められています。この事故の保護帽の着用については第539条に次のように定められています。

第539条 事業者は、船台の附近、高層建築場等の場所で、その上方において他の労働者が作業を行なっているところにおいて作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

また、先の表の、岩国市で発生した土砂崩壊で生き埋めになった事故では、「岩国労働基準監督署は、土砂崩落防止に土留めが必要だった可能性があるにもかかわらず怠ったとみて、労働安全衛生法違反の疑いで調べる。」(山口新聞)と報道されています。労働安全衛生法で私たちになじみの深いところでは、定期健康診断や事務所の環境衛生点検、また50名以上の事業所には衛生管理者や産業医の選任また衛生委員会や安全委員会の設置や安全衛生教育の実施などが身近なものとしてあります。当然こうした決まり事を守っていない会社に対しては罰則が課されますし、安全管理義務違反として労災保険法に定められた給付以外に損害賠償の責任を会社は負うこととなります。会社によっては死亡事故に対して3000万円程度の弔慰金を無条件で支払う規定を設けています。もし会社の対応に不満を持たれて裁判に進むとなるとこの金額では収まらないのではないのでしょうか。

不幸にして事故が発生すると被災した労働者に対して労働者災害保険法から治療費や休業補償費等の給付がされますのでどのような給付があるか見ておきます。なお通勤途上で発生した傷病も対象とされていますが、労働基準法は通勤途上の災害を対象にしていない為、休業時の最初の3日間の賃金保障や解雇制限等労働災害と扱いが異なるところがあります。なお労働者災害保険法の保険料は全額事業主負担となっています。

療養補償給付	傷病が治癒するまで治療費が支給されます。柔道整復師等も含まれる。
休業補償給付	休業後4日目より支給される。(労災には労基法で3日間の休業補償が必要。)
傷病補償年金	事故発生日から1年6か月たった時点で治癒・症状固定しておらず障害等級3級以上に該当する人に休業補償給付に替えて支給される
障害補償年金	症状固定した日に障害等級7級以上に該当していれば障害等級に応じて支給される。障害等級8級から14級に該当していれば一時金が支給される。
介護保障給付	傷病保障年金・障害補償年金の内1級の者及び2級の精神・神経の障害及び胸部臓器障害があり現に介護を受けているものに対して支給される。
葬祭料	死亡した時に支給される。
遺族補償年金	死亡した時遺族に対して支給される。遺族がいなくは一時金が支給される。

なお、 、 、 を除いて別途特別給付金が支給される。

外国人に対する所得税の扶養控除要件が変更されました。

前号で外国人の所得税に関する扶養控除申告で問題があるとの新聞記事とその問題を指摘した会計検査院の報告の抜粋を掲載しました。今回は、扶養控除の対象となる親族の範囲また外国人の場合に揃えなければならない資料等について国税庁のHPに掲載されている資料を基に確認していきます。

【控除対象扶養親族の要件】

所得税の控除対象扶養親族に該当するのは、下表の「扶養親族の範囲」に該当し、更に「控除対象扶養親族の要件」の3つ全てに該当する人に限られます。主婦のパートで年間の給料が103万を超えないように調整するというのは下記の要件に該当しなくなると夫の扶養から外れてしまうことになるからです。

項目		内容
扶養親族の範囲		配偶者 6親等以内の血族・・・扶養する人の親、祖父母、孫、兄弟、甥姪等 3親等以内の姻族・・・配偶者の親、祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹、甥姪
親族の要件	生計	扶養する人と生計を一にしていること
	年齢	その年の12月31日現在の年齢が16歳以上であること 児童手当が支給されるため扶養対象から外されている。 外国人が母国に残してきた子は児童手当も控除対象者にも該当しない。
	収入	その年の年間の給与収入が103万円以下であること

【年末調整の方法】

年末調整での所得税の算出方法は次のようになります。

条件：「月額賃金13万円、扶養家族なし」

収入	160万円	給料としてもらう支給総額
所得	95万円	収入に一定の率を乗じて減額した額(サラリーマンの必要経費) 180万以下の収入の場合、×40%の控除。この額が65万円以下なら65万円
基礎控除 扶養控除	38万円 0円	本人(基礎控除)また扶養家族(扶養控除)の数に応じて所得から減額する 基礎控除・扶養控除ともに1名38万円が基本。
社保料等	22万円	年金や健康保険料、雇用保険料を支払った額で所得から減額する
課税対象額	35万円	-
所得税額	17,500円	課税対象額195万円以下は「課税対象額の5%」
支払済所得税	14,740円	1ヵ月1,340円×11月
12月分所得税	2,760円	1ヵ月1,340円+不足額1,420

もし母国に扶養控除に該当する配偶者がいれば、この欄に38万円が加わり、課税対象額は0円となり、今まで支払った14,740円全額が還付されることとなります。さらに両親も扶養していれば収入額が18万円/月程度までは所得税は「0」となります。

【職場が変わっている場合】

職場を転々としていけば、それぞれの勤務先の源泉徴収票を12月に在籍している会社に提出すれば全て合算して年末調整をしてくれますが、提出しなかったり、12月に勤務していなければ、自分で確定申告する必要があります。こうした扶養控除を知らない人も多いのでフィリピン人向けの雑誌等には「タックス・リファンドを請け負う」との広告がよく掲載されていますし、ホームページでもいろいろ宣伝されています。ちなみに、日本人の専業主婦である配偶者(外国人)

が両親に対して送金していても当然対象になります。この場合、時効が5年間なので遡って確定申告すれば大きな額が還付される可能性が有ります。

【扶養控除申告書と年末調整時に必要な書類】

扶養控除を受けるための要件として親族関係を証明する書類と送金を証明する書類が必要となります。注意する事項は下記の通りです。

下記書類には翻訳文を添付する必要があります。

扶養控除申告書提出時	必要書類 親族関係を証明する書類 親族の氏名、生年月日及び住所が記載された母国の政府又は地方公共団体の証明書 フィリピンのバラングイの証明はこれに該当します。
年末調整時	扶養家族一人ひとりに対して送金する必要があるため、各人に対する送金依頼書の控えの全てを保管しておく必要がある。 年3回以上の送金の時は、一定の事項を記載した明細書の添付とその年の最初と最後の送金証明書を提出又は提示する。 国外居住親族に係る扶養控除等を適用する場合の送金額の基準は特に定められておらず、送金額が少額の場合は送金の目的（生活費又は教育費に充てるためのものか）を確認することとされています。

ある技能実習生の源泉徴収票から

扶養控除また年末調整の話のついでにという問題が軽くみられそうですが、決して軽い話ではなく技能実習生の帰国後の所得税の横領を目的としたあくどい行為と推測されるどす黒いお話です。この問題はある面で全ての技能実習生にかかわる問題ともいえますが、実際は極一部の悪知恵の働く会社についてだけの話し、もしくは機械操作上の誤りと思いたい話です。

下記の写真は今年帰国した技能実習生の源泉徴収票です。妻も子供もおりながら扶養控除がされていません。彼の収入であれば扶養家族が一人いれば月々の所得税は非課税となります。会社は日本人の職員に対しては当然扶養控除を行なっているはずですし、協同組合もこの辺りの指導は当然すべき事項ではないかと思えます。こうした問題もありますが、その年の源泉徴収額が「0」として打ち出され、「7910」と訂正されているところに大きな疑問が発生します。先に述べた「技能実習生の帰国後の所得税の横領」という問題です。この実習生は帰国時に年末調整がされていなかったため源泉徴収税額欄には「7910」と打ち出されるはずですが、しかしどういう訳か年末調整がされ、源泉徴収税額欄が「0」と打ち出されています。そうすると、12月分の賃金支払明細書の所得税控除の欄に「7910」として還付処理しなければ所得税の預かり欄に「7910」が残り続けることとなります。この会社は技能実習生に対して平気でウソをつき、脅したり、様々な意地悪をしてきたのでついつい悪い方向で考えてしまいます。実際どのように処理されたのかわかりませんが、技能実習生問題はこうした私たちの眼の届かない所にも潜んでいるといえます。

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額			
給与・賞与	880,574	230,574	488,399	7,910			
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有 無 従有 従無	円	特 定 老 人 其 他 特 別	特 別 其 他				
* 有 無 従有 従無		人 従人 内 人 従人 人 従人 内 人 人	人 人	108,399			

日本人として「支援」に関わること ～フィリピンとの出会いから～

吉田舞

特定非営利活動法人 社会理論・動態研究所

私が始めてフィリピンを訪れたのは、10歳の頃でした。父親の仕事の関係で10カ月ほどマニラの小学校に通いました。休日には、両親に連れられ、都市下層地域や農村地のコミュニティーを訪れる機会がありましたが、未だに覚えている感覚があります。それは幾度となく感じた「なぜ？」という疑問です。通っていた小学校がマニラの繁華街（当時の赤線地帯）のなかにあったこともあり、当時、社会問題化していた日本人や欧米人の「売春ツアー」もたびたび見かけました。日本人男性が、若いフィリピン人の女性や当時の自分と同じくらいの子どもの買春していました。当時は英語もフィリピン語もわかりませんでした。そこで出会った自分と同じくらいの年の子ども達が、自分とはかけ離れた生活を送っていることに衝撃を受けました。

「なぜ子どもが道で花やタバコを売ってるの？なぜ道で寝てるの？なぜ子どもが日本人のおじさんたちと一緒に歩いているの？なぜスモークマウンテンに住んでいる友達は学校に行っていないの？なぜ私が暮らしてきた日本とこの国はこんなに違うの？」

そのたくさんの「なぜ？」がきっかけとなり、私は日本の高校を卒業後、マニラの大学で社会開発について学びました。学部生の頃、支援を必要とする人には、「魚を与えるのではなく、魚の捕り方を教える」という言葉をよく聞きました。物やサービスを提供することも大切だけど、それだけでは根本にある問題は変わらない。自分たちの生活を持続的に向上させるためには、どうやって魚を捕るかということを考えることが大切。ということを教えられました。しかし、もしも水が汚染され、魚がいない環境だったら、いくら魚の捕り方を教わっても、結局はその人は生きていけません。もっと根本にあるのは、ある人が魚の捕り方を知ったときに、果して生きていける社会かどうか、なのではないでしょうか。

ある人は、長年フィリピンに関わり続ける私に、「困っているフィリピン人を助けたいのね」といいます。でも、私がフィリピンに関わり続けているのは、魚を与えているわけでも、捕り方を教えようとしているわけではありません。強いて言えば、なぜ水がきれいにならないのか、どうしたらきれいになるのか、試行錯誤（四苦八苦？）しているところです。

私と「外国人技能実習生を支援する会」との出会いは2年前でした。当時大学院生だった私は、フィリピン国内の労働問題について勉強する機会は多かったのですが、日本の状況を知りたいと思い、土屋事務局次長の話聞くために二葉の里の事務所を訪れました。恥ずかしながら、その時初めて、自分が生まれ育った広島で起こっている様々な労働問題、技能実習生をはじめ、外国人労働者が置かれている過酷な状況を知りました。微力ではありますが、今後とも、支援する会のメンバーとして、また一人の研究者として、自分にできる「支援」とは何かを考えていきたいと思えます。

(外国人技能実習生を支援する会の機関誌「かけはし」2016.1 発行から転載)

新聞記事から

実習生悲鳴 無念の帰国 「使い捨ての実態を反映」

(中国新聞 平成27年12月5日)



帰国するため広島駅で小松さんと別れのあいさつをするジョナタンさんとカルビンさん

フィリピンから広島に来ていた2人の技能実習生が11月下旬、実習期間を1年残して帰国した。高度な技術を身に付け、家族に十分な仕送りをしようと来日。しかし、契約外の業務や事実上の「解雇」など現実はかけ離れていたという。未払い賃金を求めて提訴した2人は、近く本来働けたもう1年分の賃金を求める訴えを起こす。受入側とのトラブルは全国で増えており、支援者は「実習生が使い捨ての労働者という実態を映している」と警鐘を鳴らす。(胡子洋)

契約外業務・事実上の「解雇」 広島で就業 フィリピンの2人

セブ島出身で溶接作業員だったマナタッド・カルビン・デ・ヘススさん(30)とリナオ・ジョナタン・ソローニョさん(29)。2013年11月に3年間の実習予定で来日し、広島県内の会社に雇用された。訴状などによると、実習目的は溶接だったが、実際は自動車の解体をしていた。アルバイトや内職を命じることは禁止されているが、終業後や休日には1本50円でタイヤの洗浄をさせられた。

最低賃金で算定

2人や支援者の話によると、同社工場内の2階の一室が居室。ほかに2人の実習生もいた。給料は最低賃金で算定し、改定に伴う上昇分は家賃に転嫁された。手取りは月8万円前後。妻子への仕送りのために食費や雑費を切り詰め、月4万~6万円を捻出した。2人は「1階の仕事場と行き来するだけ。家族とのインターネット電話だけが唯一の癒しだった。」

仕事や待遇などに疑問を感じ、2人は昨年5月、労働組合スクラムユニオン・ひろしま(広島市東区)に加入。ユニオンによると、会社側に団体交渉を求めると、ユニオンからの脱退を迫られた。ことし9月に広島地裁に提訴、10月に雇用契約の終了を通知された。会社側は争う姿勢で、代理人弁護士は「提訴中なのでコメントできない」とする。

「日本の印象はよく、生活も楽しみだった。帰国はとても残念」。それでも2人は帰国の日、JR広島駅で笑顔を見せ、支援者に「有難うございました」と日本語で伝えた。

不正行為が増加

1993年にスタートした外国人技能実習制度。法務省は昨年、全国241の受け入れ機関で長時間労働や賃金不払いなどの不正行為があったと認定した。10年以降、増加傾向にある。実習生を支援する社会保険労務士小松公寛さん(68)＝広島市南区＝は「多くの実習生は声を上げることなく耐えているのが実情で、認定された不正行為は氷山の一角」と指摘する。

制度に詳しい広島修道大法学部の王偉彬教授(国際政治学)は「実習生は受入側の意志や都合で配置され、職種を選ぶ自由が無い場合が多い。労働・生活環境など受け入れ態勢が整っていない企業もある。制度の抜本的改革が必要だ」と指摘している。

アミーナ・サイード・ハサンさん の活動を支援してください！

文責：藤井 なつみ



アミーナ・サイード・ハサン (Ameena Saeed Hasan) さんは、イラク議会の元議員で、IS に連れ去られた女性達を救出する活動をしています。

現在、イラク北西部及びシリアでは、多くのヤジディ教徒の人々が ISIS によって命を奪われたり、拉致されたりしています。多くの男性が殺され、若い女性や子供達は連れ去られて、奴隷市場で奴隷として廉価で売られています。女性達は、繰り返し転売され、何度も強姦され、暴行を加えられ、奴隷として働かされています。たくさんの女性達が、そのような状況に耐えられず、自殺しているということです (2015年10月6日 CNN 「ISIS に拉致された女性、絶望で『数百人』が自殺」・次頁参考)。

アミーナさんの元には、女性達の家族や、時には女性達自身から救出を求める連絡が入ります。アミーナさんは、弁護士の方ハリルさんとともに彼女達を救出する計画を立て、ISIS の支配地域内にいる協力者とともに、女性達の救出計画を実行します。監視の目をかいくぐって行う救出活動はとても危険なものであり、秒単位で計画を立てて実行します。これまで100人以上の女性や子供達の救出に成功しており、その活動は、今年、米国防務省により表彰されました。

アミーナさんによれば、現在でも、3000人以上のヤジディ教徒の人々が ISIS に拘束されている状態であり、その多くは、女性や子供達だということです。深刻な現状であるにもかかわらず、この問題に関心を持ってくれる人は少なく、拘束下にある人々の命が失われていっています。



筆者は、NHK 国際ニュース (<https://www.youtube.com/watch?v=7jrH5W4VYS0>) でアミーナさん達が危険を冒して女性や子供達を救出する活動を行っていることを知り、彼女の Facebook を通じて直接連絡をとり、その活動を応援するようになりました。アミーナさんの活動は、ISIS に捕まって絶望的な生活を送っている女性や子供達の数少ない希望です。日本の皆さんにもアミーナさんの活動を知っていただき、アミーナさんの活動を支援するため、是非ご協力をお願いしたいと思います。

アミーナ・サイード・ハサンさんの活動を助けるためのご寄付をお願いいたします。

ご寄付先はこちら 広島銀行 白島支店 普通 3271440 フジイナツミ
お手数ですが、ご寄付くださった方は、藤井のメールアドレス (fujii_n@mbn.nifty.com) まで、ご寄付の旨及び金額をご一報くださるか、広島「外国人技能実習生を支援する会」
(電話・FAX 082-264-2310) へお電話いただけますようお願いいたします。

【ISIS に拘束された人々に関する参考記事等 (引用・抜粋)】

CNN 10.6.2015 「ISIS に拉致された女性、絶望で『数百人』が自殺」より
(<http://www.cnn.co.jp/world/35071512.html>)

イラク北部のモスルを掌握した ISIS は、ヤジディが住むシンジャル山に侵攻して女性や子ども

も数千人を拉致、男性は殺害した。非イスラム教徒の女性を捕虜とすることを正当化し、強姦（ごうかん）も許されると主張している。

（中略）

35歳の女性は6人の子どもと共に拉致され、ISISの奴隷市場で売買されたという。女性はハサンさんへの電話で助けを求め、「2台の大型トラックで村からどこかへ連れて行かれた。どこかは分からない。トラックに乗せられそうになって抵抗した女性は殺された」と訴えた。

幸運にもこの女性は脱出に成功した。しかしハサンさんによれば、多くの女性は繰り返し強姦され、暴行されて、助けを待てずに自ら命を絶っているという。

「彼女たちを何とか救出したい」「何百人という少女たちが自殺した」とハサンさんは涙ぐむ。「少女たちは救出の望みを失って、ISISに何度も何度も売られて強姦され、自殺している。ほとんどは連絡が取れなくなった」

ハサンさんはこうした活動が評価され、米務省に表彰された。それでも救えなかった女性たちのことがいつも頭から離れないという。「『いつ助けてくれるの』と尋ねられても答えられない。私は政府でも何でもなく、ただの個人だから。とてもつらい」。

THE WORLD POST

11.16.2015 「ヤジディ達は、フランスの空爆後ISISによって拘束されている親族の無事を心配している」より

(http://www.huffingtonpost.com/entry/yazidi-captives-isis-france-airstrikes_5649f4cee4b060377349d962) 原文英語

生存者達は、シリアのラッカでは、おそらく何百人ものヤジディの女性、少女、少年達があり、性奴隷とされており、子供達は少年兵にされている、と語る。

生存者達が本紙に語ったところによれば、若い女性や少女達は、年配の女性達から引き離され、年配の女性達は、男性達や10代の青年達と一緒に殺された。

洗脳しやすい者達や性的に搾取できる者だけが生き残され、恐怖に耐える生活を強いられた。

シナンは、他の何百人ものヤジディの女性達とともに、2014年8月の大量虐殺を生き残ったが、彼女の4ヶ月の娘は、食料、水、医療がなかったために、その後すぐに死んでしまった。

「私達は生きるために自分の尿を飲みました」と、彼女は、それが昨日のことであるかのように語った。

シナンは、ISISの兵士にシンジャルで捕まった後、数ヶ月後にラッカにバスで運ばれるために連れてこられたイラクのタッラアファルで自分の子供の遺体を埋葬した。

最初、彼女は、ラッカの広場に拘束されており、その後、100人のヤジディの女性達と一緒に油田に連れて行かれた。彼女はすでに結婚していたが、拘束者達は、彼女をアフリカ出身のイギリス人弁護士と”結婚”させ、彼女はその男に繰り返しレイプされ、鉄パイプで殴られた。

彼の偽名は、アブ・ムスリムとって、ISISの暴力的なイスラム教の解釈を非難する世界中のイスラム教徒にとっては恐ろしいことに、ISISが従っているという宗教に従った名前だった。

「私は、彼をバラバラに切り刻んでやりたかった」とシナンは言う。彼女の心の傷は、激しい怒りに覆われていた。

シナンの従姉妹、イブティサム（30歳）は、彼女が目撃した恐ろしいレイプを思い出す。彼女は、ISISの兵士が7歳～9歳くらいの女の子を襲っていたと話す。

「私は、それをこの目で見ました」イブティサムは激しく怒りを込めて言った。彼らは、彼女の手足を縛っていました。私は、「代わりに私を殺して！」と叫びました。

【美術館情報】

もうひとつの輝き

最後の印象派 1900-20's Paris 展



ひろしま美術館

2016年1月30日(土) ~ 2016年3月27日(日)

パリが最も華やかであった時代、自然と向き合った印象派の制作態度を継承しつつ、そこに豊かな詩情を盛り込んで独特の世界を作り上げたのがアンティミスト（親密派）と呼ばれる画家たちです。本展は、彼らが中心となって立ち上げた「画家彫刻家新協会（ソシエテ・ヌーヴェル）」に焦点をあてた日本初の展覧会となります。本展ではソシエテ・ヌーヴェルに参加した画家たちの作品約80点を展覧することで、20世紀初頭に花開いた、もうひとつのパリの姿をご紹介します。

北斎の富士 富嶽三十六景と富嶽百景



広島県立美術館

2016年1月2日(土) ~ 2016年2月14日(日)

葛飾北斎（1760-1849）は、90歳で没するまでの約70年にわたり、常に新たな様式に挑戦し続けた画人です。北斎の名を不動にしたのは、全作品に富士をあしらひ、名所絵（風景画）というジャンルを生み出したとさえ言われる「富嶽三十六景」の存在です。また、その刊行後には、風景ばかりでなく故事・説話も取り入れ、確かな描画力を示

した「富嶽百景」を完成させています。本展では、この二大連作「富嶽三十六景」、「富嶽百景」全148点に関連作品などを加えた159点を紹介します。北斎芸術の真骨頂をご覧ください。

ケラメイコス

茄子の絵のぐい呑(藤本能道)



昨年を振り返ってみると特別何もなく例年の通り平々凡々と無為な時間を過ごしてきたような思いしかありません。そうしたことに疑問を感じながらも時間の過ぎるままにまかせています。色々なことに関心は有りながらも、過つてのように必死でぐい呑を探しまわることもなく、勾玉を手に入れたいと思いつつも今一つ前に向けた気持ちになれない自分がいます。初夢には「一富士二鷹三茄子」が良いとされています。そのいわれの一つに、「富士は日本一の山、鷹は賢くて強い鳥、なすは事を「成す」というものがあります。

このぐい呑は白磁の肌に深く鮮やかな紫色で茄子が描かれています。深い海を思わせるはちきれんばかりの茄子の中には何が入っているのでしょうか。原点復帰を目指して大掃除をします。

本の紹介

姿を変えたキリスト

～みなし子を育てたシスターたち～

菊池章太 著 春風社 2,200円

外国人から持ち込まれる様々な問題に対応していると社会福祉関係の知識の乏しさを痛感します。また福祉施設の監事を務めることになるとその施設特有の問題に関心を持たざるを得ずひいてはこうした問題に対する自分を含めて社会の関心の低さや行政の在り方に疑問を感じることも出てきます。社会活動の中でキリスト教は重要な位置を占めています。キリシタン時代の本を読むとミゼリコルジア(慈悲)という言葉とこれに基づいた活動が出てきます。当然聖書の言葉に基づいた信仰の実践です。ドチリナキリシタンには、一つには、飢えたる者に食を与ゆる事。二つには、渴したる者に物を飲ます事。三つには、肌を隠しかぬる者に衣を与ゆる事。四つには、病人を労わり見舞う事。五つには、行脚の者に宿を貸す事。・・・とあります。これに基づいてこの時代に孤児・病人の救済に当たりました。こうした社会活動は明治以降キリスト教の解禁により復活することになります。この本は、そうした中で孤児救済に尽力した人達の活動を紹介しています。今読んでいる別なキリスト教の福祉関係の本では活動を全て聖書の言葉と結び付けており、信仰とは聖書の言葉発見・それに基づいた行動ではなく人間であることに気づかされていく過程と捉えている私には違和感を感じますが、この本はそうしたこともなく素直に読める本でした。

第1部 種を蒔く

第1章 キリスト教と孤児救済とのつながり、第2章 キリシタン時代に耕された土壌

第2部 種が芽吹く

第1章 横浜 - 修道女会による活動の始まり、第2章 神戸 - 4人のフランス人シスターの奮戦

第3章 岡山 - プロテスタント信者による活動の展開、第4章 長崎 - 女部屋をきずいたキリシタンの末裔、第5章 天草 - 西海のはての子部屋から

以上から構成されており非常に興味深い内容でしたが、一番関心を持ったのが第1章のガラテヤ人への手紙第2章第16節の翻譯上の問題でした。「キリストの信仰」か「キリストへの信仰」かです。文法上は前者とのことですが、ルターが後者のように訳し、今の聖書に引き継がれているそうです。

言葉

人間はイエス・キリストの信によるのでなければ、律法の業績からでは義とされない、ということを知って、我々もまたキリスト・イエスを信じたのである。キリストの信から義とされるためである。律法の業績からではない。律法の業績からでは、いかなる肉も義とされない。

田川健三訳

ガラテヤ人への手紙 第2章第16節

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成27年 1月 1日 発行